

# 「JAみくまの」で 年金をお受け取りの方限定!!



**特典  
1**

「JAみくまの」で年金をお受け取り  
いただくと写真の商品をプレゼント!  
ボックスティッシュ「ネピネピ」(150W) (5箱×2組)



**特典  
2**

おトクな**上乗せ金利**の**JAすこやか定期貯金**  
定期貯金や定期積金を  
ご契約いただけます。  
組合員、または組合員になっていただける方は

期間**1年**  
**店頭金利** **プラス** 年**0.1%**

お一人様**スーパー定期500万円**※まで  
※組合員でない方は100万円までとさせていただきます。  
◎すでにJAで年金をお受け取りのお客様、もしくは新たにJAで年金のお受け取りをはじめられるお客様を対象とさせていただきます。  
◎年金お受け取り指定口座のある店舗でのみお取り扱いいたします。  
◎金融情勢により金利は変更になる場合があります。(令和4年4月1日現在)

**特典  
3**

**お誕生日プレゼント!**  
毎年、お誕生日にステキなプレゼントを  
お届けいたします。



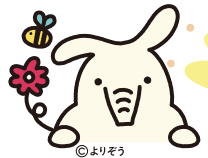
**特典  
4**

**楽しい年金友の会  
親睦旅行・グラウンド  
ゴルフ大会の実施!**

※新型コロナウイルスの影響で中止・変更となる  
場合があります。

《お取り扱い期間》令和4年**4月1日(金)**～令和5年**3月31日(金)**

もっと身近に。JAバンクアプリ誕生。		アプリの4つの特徴	
1	カンタン登録!	2	口座残高をチェック!
3	明細の照会がらくらく	4	ネットバンクへ手軽にアクセス



©よりぞろ  
利用方法など、くわしくは  
JAバンクホームページへ



<https://www.jabank.org/app/>

くわしくはJA窓口、または  
渉外担当者にお問い合わせください。



みくまの農業協同組合 本所 TEL.0735-52-5807

那智支所 TEL.0735-52-0241	本宮支所 TEL.0735-42-0018	西向支所 TEL.0735-72-0079
太地支所 TEL.0735-59-2036	新宮支所 TEL.0735-22-0127	明神支所 TEL.0735-78-0014
北山支所 TEL.0735-49-2321	みさき支所 TEL.0735-31-7018	

5月23日より、北山支所・本宮支所は新宮支所へ、明神支所は西向支所へ統合となります

通常のスーパー定期の利率よりおトクな1年定期です。

# JAすこやか定期



JAなら便利で安心！  
そのうえおトク！

※すでにJAで年金をお受け取りのお客様、もしくは新たにJAで年金のお受け取りをはじめられるお客様を対象とさせていただきます。

※「JAすこやか定期」をご利用中は、継続して当JAで年金をお受け取りいただくことが条件となります。

※年金お受け取り指定口座のある窓口でのみお取り扱いさせていただきます。

## これから年金をお受け取りの方



請求書が届いたら、**JAまでご連絡ください!**  
面倒な手続きはJAがお手伝いします。

各種共済年金、国民年金基金・厚生年金基金・農業者年金基金・企業年金等から支給される年金も対象とさせていただきます。



## すでに年金をお受け取りの方

ハガキ一枚で簡単にJAに変更できます。



※国民年金、厚生年金以外をお受け取りの方は、ご加入の年金によりお手続きが異なる場合がありますので、ご相談ください。

- ①年金証書または年金振込通知書
- ②当JAの貯金通帳(普通・当座)
- ③ご印鑑 を受取希望の支店窓口までお持ちください。

年金を受給される年齢の誕生日の3ヵ月前になると、日本年金機構から「みどりの封筒」(老齢給付年金請求書・手続きに関する案内)が送られてきます。

※年金を受給される年齢は生年月日や性別によって異なります。

《提出先》

国民年金のみに加入された方	市区町村役場(国民年金課等) ※第3号被保険者期間のある方は年金事務所(旧:社会保険事務所)
最後に加入されたのが国民年金の方、第3号被保険者	住所地を管轄する年金事務所(旧:社会保険事務所)
最後に加入されたのが厚生年金の方	最終の勤務地を管轄する年金事務所(旧:社会保険事務所)

《年金請求時に必要となる書類等》

以下の書類をご用意ください。

- 年金請求書
- 年金手帳
- 印鑑
- 戸籍謄本
- 住民票
- 基礎年金番号通知書
- 本人と配偶者の所得証明
- 年金加入期間確認請求書等

※それぞれのケースに応じて、必要でないものや他に必要な書類があります。

詳しくは、JAの年金アドバイザーにお気軽におたずねください。

## 厚生年金は男女とも徐々に65歳支給になります。

特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、下表のように「定額部分の年金」も、「報酬比例部分の年金」も、徐々に「65歳支給」になります。

男性	女性	支給開始年齢	支給内容
昭和28.4.1生以前	昭和33.4.1生以前	60歳	報酬比例部分 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28.4.2～昭和30.4.1生	昭和33.4.2～昭和35.4.1生	61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30.4.2～昭和32.4.1生	昭和35.4.2～昭和37.4.1生	62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32.4.2～昭和34.4.1生	昭和37.4.2～昭和39.4.1生	63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34.4.2～昭和36.4.1生	昭和39.4.2～昭和41.4.1生	64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36.4.2生以後	昭和41.4.2生以後	65歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金

くわしくはJA窓口、または渉外担当者にお問い合わせください。